

令和2年度第1回新宿区居住支援協議会議事要旨

令和3年1月18日に書面開催により令和2年度第1回新宿区居住支援協議会を開催しました。その新宿区居住支援協議会の議事要旨は、下記のとおりです。

1 協議事項

(1) 新宿区居住支援協議会会則の改正について

会則では、「会議は、構成員の過半数の出席により成立し」と、定足数を定めており、出席者がいない書面開催では会議を開催することができない規定となっています。しかしながら、新型コロナ禍の状況等今後も書面開催をせざるを得ないことが想定されるため、書面開催について会則に明記する旨の改正を居住支援協議会に諮りました。一部修正の意見がありましたが、賛成をいただきました。改正後の会則は、別紙参考資料のとおりです。

なお、修正意見に基づく会則改正については、次回の協議会に諮ることとします。

(2) 住宅確保要配慮者の入居促進に向けたサービスガイド発行と掲載事業について

民間賃貸住宅をお探しの方及び貸主の方向けに、住宅確保要配慮者の入居を支援するため、居住支援協議会の構成団体が実施している住まい探しから、入居中や退去時に至るまでの各種支援を紹介する「新宿区居住支援サービスガイド」を作成すること、その利用方法や掲載内容について居住支援協議会に諮りました。何点か文言修正の意見がありましたが、賛成をいただきました。

なお、協議会事務局において文言修正を行い、最終の新宿区居住支援サービスガイド案を4月下旬に会員様へ配付いたします。

(3) 賃貸住宅市場への新型コロナウイルス感染症の影響とその対応について

コロナ感染症の影響と現状について、いろいろとご意見をいただきました。